

IASB のディスカッション・ペーパー（DP）
に対する委員・専門委員の意見の要旨（後半）

I. 拠出ベース約定の分類（定義）

7月9日の専門委員会

- DP が新たに提案する拠出ベース約定の分類の方法（定義）は、従来のリスクの有無で DC と DB を分類する方法と比較すると非常に複雑であり、また、あいまいなものである。これは、IASB が目指す簡明で、理解しやすい会計処理と逆行するものであって、また、実務においても、分類の判断において混乱を招くことになるのではないかと。
- 拠出ベース約定と給付建約定とは、測定及び会計処理が大きく異なるが、両者の分類については、まず拠出ベース約定を定義し、残りを給付建約定とするとされているため、この定義が極めて重要である。しかしながら、DP における拠出ベース約定の定義は、こうした分類を明確に行い得るとはいえず、定義の完全性に重大な問題があるのではないかと。
- 上記の分類の問題点について、特に、分類の判断規準の一つである給与リスクの有無が重要である。例えば、我が国の制度では退職金の算定に関係しない手当等で（つまり、基本給等でなく）、功労に報いるための報酬を支払う場合があるが、これは機能的にはキャッシュ・バランス・プランに類似するものの、DP の提案によれば給付建約定に分類されることとなる。このように、何が給与であるかについて、国ごとに異なる制度の相違等の検討が不十分であり、こうした観点からも定義が完全とはいえないのではないかと。

7月10日の親委員会

- 拠出ベース約定については、特に欧米における制度の課題として認識されてきたテーマである。この点、日本の制度を考えると、現状で DB に分類されて支障がないものが拠出ベース約定に分類される可能性があり、その場合、公正価値測定ということになるが、本当にこの方法で問題がないのか、実務上問題がないのか、疑問である。
- 欧米と日本では年金制度の変更についての取扱いが異なる。日本と欧米の制度の違いを具体的に説明して主張していき、新しい分類（拠出ベース約定）の問題点を指摘していくべきである。
- （拠出ベース約定に含めるのではなく）DC という概念自体は残してもよいのではないかと。

Ⅱ. 拠出ベース約定の測定

7月9日の専門委員会

- 拠出ベース約定を公正価値で測定するに際しては信用リスクを織り込む必要があるが、そうした情報（例えば、格付けの低い会社の20年の社債の利回り）を入手することは現実には困難である。
- 提案された測定方法は、信用リスクを織り込む一方で、給付約定の条件が変化しないことを提案しているが、後者は給付の変更がなく、また、給付減額がないことを意味する。この点、我が国の企業年金制度では企業の業績が悪化した時などの一定の条件を満たす場合、給付減額を行うことが認められているが、このことは給付減額とデフォルトの関係が明確に峻別できないことを意味するともいえる。したがって、提案された測定方法のように両者を区別できるのかについては、国ごとに異なるとも考えられ、この点で検討が必要なのではないか。

7月10日の親委員会

- 多くの国では会社が倒産した時に原資を確保するために優先順位を高くしているケースが多く、またこれは、国によって法制などにより異なると思うが、その結果、信用リスクの織り込み方も異なるものと思われる。このことについて、議論を十分に行うべきではないか。

以 上